

返戻金制度

甲:求人企業様 / 乙:株式会社 Structiv

乙が甲に対して紹介した人材が、入社日以降3ヶ月以内に本人の都合により会社を退職した場合又は甲の責に帰すべき事由によらずに解雇された場合は、乙は第2条の規定に基づき支払われた報酬のうち、以下の割合に相当する額を当該人材の退職日が属する月の翌月末日までに、甲に返金するものとする。

尚、甲は乙に対し、当該人材の退職日より14日以内に書面(電子メールを含む)にて告知するものとする。

入社後1ヶ月以内に退職した場合 80%

入社後3ヶ月以内に退職した場合 50%